

職員の事故等に係る事務処理内規

第1条 事故等により市民等に人身又は物損の被害を与えた職員等(以下「当事者」という。)及び施設長は、過失割合の大小にかかわらず、「職員の事故等に係る処分規程(以下「処分規程」という。)」第2条の事故等報告書により報告以降、事務処理について問題が解決するまで責任をもって当たるものとする。

第2条 報告を受けた事務局長は、事故の状況を勘案し、次により速やかに見舞金等を出すものとする。

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 軽微な負傷の場合 | 3,000円以内の金品 |
| (2) 入通院15日以内 | 5,000円 |
| (3) 〃 16日～30日以内 | 10,000円 |
| (4) 〃 31日～90日以内 | 20,000円 |
| (5) 〃 91日以上 | 30,000円 |
| (6) 死亡 | 50,000円 |
| (7) 物損のみ | 5,000円 |

予算支出科目 事務費 補償補填及び賠償金

証拠書 支払証明書

2 当事者が行った見舞金額等については、報告書に記録しておくものとする。

第3条 当事者及び施設長は、処分規程第2条第2項による「交渉記録報告書」を逐次提出するものとする。

第4条 事務局長は、事故報告に基づき速やかに損害保険請求手続きを開始するものとする。

第5条 当事者及び施設長は、示談が成立するまでの間、継続して相手方と誠意をもって対応する。

第6条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

(別記様式第1 - ①号)

事故等報告書

平成 年 月 日

千曲市社会福祉協議会長 様

所 属

職 名

氏 名

㊞

事故の内容	交通事故・法令違反					
業務上・外の別	業務上・業務外・通勤途上					
発生日時	年 月 日 () 午前・後 時 分頃					
発生場所						
違反内容						
事故内容						
事故後の処理						
事故の相手方	住 所	氏 名	性別	年齢	職業	連絡先
損害の程度	当方			相手方		
見積額	円			円		
備考						

(別記様式第1 - ②号)

事 故 報 告 書

平成 年 月 日

千曲市社会福祉協議会長 様

所 属

職 名

氏 名

㊞

下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

区 分	内 容
1. 事故の種類	
2. 発生日時	平成 年 月 日 時 分頃
3. 発生場所	
4. 児童・保護者の 氏名及び住所	・児童名 _____ 小学校 生 ・登録児の別 登録児 一般児 ・保護者 _____ TEL - ・住所 千曲市大字
5. 事故の概要 (事故現場位置図は別添に添付)	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

(別記様式第1 - ③号)

事 故 報 告 書

平成 年 月 日

千曲市社会福祉協議会長 様

所 属

職 名

氏 名

㊟

下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

区 分	内 容
1. 事故の種類	
2. 発生日時	平成 年 月 日 時 分頃
3. 発生場所	
4. 利用者の 氏名及び住所	・住 所 千曲市大字 ・氏 名 (歳) ・生年月日 M・T・S 年 月 日
5. 事故の概要 (事故現場位置図は別添に添付)	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

(別記様式第2号)

係	館・係長	次長	事務局長	副会長	会長

児童 係長	高齢者 係長	福祉 係長	社会 部長

係	庶務 係長	総務 課長	総務 部長

報告者所属氏名
⑩

事故発生日時	年 月 日 時 分
相手方 住所 氏名	

交渉記録報告書

交渉日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
交渉場所	交渉の相手方	交渉に同行した者

【交渉経過】
